

第2章 知的財産法の重要性

第2章 知的財産法の重要性

第1節 職業能力開発（教育訓練）におけるものづくりに付加する知的財産

1-1 ものづくりをするために

日本の製造業については「3K」しいては「5K」のイメージが強く打ち出され、バブル時代においては体を使って働くことを侮辱するような状況を日本の社会（特に若者）にはびこらせてしまいました。この事から若者の製造業離れが起こり、この業界に与えたマイナスは、計り知れないほど大きかった。

たしかに日本の製造業の現場は、さまざまな問題を抱えている事は間違いない。そのため、ものづくりの現場にて立ち戻り、見直しを行い日本の製造業の再活性化を図ることを目的に政府は「ものづくり懇談会」を設置し提言を求めた。

唐津一氏（東海大学教授 電通顧問）は、これら提言を元に日本がこれからの経済の原点として製造業最高の財産として育成すべきであること、また、次の時代の新しい製造業のあり方を次のように述べている。

①ものづくり産業は、21世紀においてもわが国の生命線と言うべき経済力の源泉である。

日本には世界一のシェアを持つ産業が、少し数えるだけでもその項目は二桁台に達する。

②ものづくりは人づくりである。

ものづくりの強さは人の強さである。ものづくりのノウハウは、一度なくなればその産業基盤は永久に失われる。

③暗黙知を形式知に置き換えることでIT化が実現する。

技能をすべて客観的な言語なり記号に置き換えることで、再現性と普遍性のある技術に置き換えるのである。それによってITとMT（製造技術）が融合した新生産システムを構築することが必要である。

④新しい時代に適合するには新しい器がいる。

日本のものづくりにの強みを活かした新しい日本型経営モデルを生み出していく必要がある。

⑤日本人の持つ特有の創造性を失わないようにしていくとともに、独創性を涵養していくことより、フロンティアを切り開く新たなものづくり技術に努めていかなければならない。

⑥金融市場において見られがちな短期に利益に重点をおく成果主義と、長期の利益の追求する産業の資本主義を両立させるシステムの構築を目指さなければならない。

⑦ものづくり企業自身も企業行動を見なおすべきである。

シェアの拡大だけでを目指すのではなく、高収益企業に変わるためにどうしたらいいかを考えなければならない。

⑧規制緩和などの経済構造改革を推進し、競争力ある製造業がわが国に立地する魅力あ

る事業環境を整備しなければならない。
⑨社会全体のものづくり産業に対する気構えを改める必要がある。

1-2 ものづくりに対する知的財産

現在は世界中から多くの情報を瞬時にとることができるとともに、各自で作った情報を世界中流すことができる非常に便利な時代である。

しかし、情報は自然にできることはありえない。そこには人間の知的要素関係がありその知的要素により情報として外に現れてくるのである。そのことは情報はすべてにおいて知的財産であると考えてもおかしくない。したがって、各個人で考えた情報には付加価値のあるもの無いもの価値観が各個人によっての違いのあることを認識しておく必要がある。

このことは人によっては価値があるとの判断から知的財産権の主張をしていることも多くあり、これを無視して情報の利用はできない。

これらの情報を利用し、ものづくりに生かすために、知的財産について再認識する必要があるとともに、各個人で作った情報についても知的財産権を主張することの必要性があることも改めて認識をする必要がある。

また、知的財産を主張している情報の収集方法等についても熟知しておくことが必要である。

1-3 ITをとりいれたものづくりの教育訓練

ものづくりに必要な条件は、金、人、物であると言われて今までのものづくりが進められてきたことは承知のことである。前記①～⑨に示した内容は当然この内容を含んでいるところである。

教育訓練の立場から見ると前記②及び③の内容について十分な配慮が必要であろう。

人づくりの中に今後のものづくりをする人々に対して「情報を扱う技術」を負荷していく必要がある。

現状をよく見ると現在ある製品に付加可価値を付け、より多くに販売し、また、製造工程、時間の短縮、品質の向上等の情報が世界中で氾濫している。過去においてはこれらの情報が入ってくるには時間もかかったし、また、入手できる人もその関係した限られた小人数であったが、現在のコンピューター機器の利用により不特定多数の人がこれらの情報を入手できる環境になっている。

当然IT機器の操作に付いては熟知する必要があるが、操作だけではこれらの情報を取り出すだけであり、その情報をいかに利用し、ものづくりに活かせるかの「情報を扱う技術」が必要性がある。このことはものづくりを行うには金、人、物、情報を扱う技術の連携が必要になってきていることを示している。

しかしながら、「情報を扱う技術】については単独に存在するものでなくあくまでも人につき随した技術であることを忘れてはならない。なぜなら情報を最終的に使うのは人でありその情報の加工、選択についても人の判断によるところが非常に多くのからである。

ものづくりの現場に従事している人々に対しても当然この「情報を扱う技術」を教育訓練していく必要がある。

また、現在の作業等を行つていつ各自の技能についても各自で自己の技能の数値化が出来るような教育訓練も今後大きなウエイトを占めてくるであろう。

このことは、製造業従業者の減少から技能をITを利用し伝承していくことが必要になってくるであろう事から、技能者自身においても個々の経験からの重要な技能を後世に伝える義務がある。

1-4 能力開発教育訓練に知的財産に関するカリキュラムの導入を

IT化が今後ますます進む中で、その「情報を扱う技術」を教育訓練に導入することを述べたが、それと同時に情報は人の知的行為により作り出されていることを認識し、知的行為により作り出されたこれらの情報を扱うにあたり、「情報を扱う技術」カリキュラム内容に、IT操作、情報利用加工技術だけでなく知的財産に関する内容を取り入れる必要がある。

浜松職業能力開発短期大学校

田邊良男

第2節 知的所有権に係わる能力開発について

はじめに

特許制度が企業活動にとって重要なのは、当たり前のことであるが、それは研究開発部門、技術部門、知的財産部門等の関係者だけが関与する事でした。

しかし、現在は経済活動の中で特許制度の位置づけが、大きく変わろうとしている。情報技術（IT）の発達により、知恵そのものがビジネスになる時代になった。つまり以前ならば、物やサービスの背後に隠れていた知恵が、今やビジネスの最前線に登場したのである。このような知恵そのものがビジネスになる時代では、その知恵を保護する特許（ビジネスモデル特許）を活用しなければ、企業活動そのものが困難になる。2000年はまさにビジネスモデル特許がブームとなり、従来、特許に関心のもっていた技術者等ではなく、経営者や一般会社員までが注目するようになり、今後いかなる業種の企業でも特許とは無縁でいられなくなってしまった。

知的所有権

現代社会は、人間の知的生産活動の結果であるといえます。これまで、人間が一生懸命知恵を絞って価値あるものを創造してきたので、今日のような文明社会が築かれました。特に、20世紀における産業の発展には著しいものがあります。この発展の理由としては私たちの生活を便利にする優れた物を考え出した偉人たちの活躍が挙げられます。

しかし、それ以外に産業全体を活性化させる上で大きな貢献をしたものがあります。それは一つの「権利」で、この権利が広く社会全体に認知され、力を行使できるようになったので現代産業はめざましい発展を遂げました。その一つの権利こそ、「知的所有権」です。

社会の発展に貢献するような独創的な技術やアイデア、これは非常に価値のあるものです。こうした、いわゆる知的な活動による技術やアイデアも生産物と言えます。ということは、動産や不動産などの価値ある財産と同じように所有権が認められて当然です。つまり、「この技術は私のものだ。」とか、「このアイデアは私だから勝手に使ってはいけない。」と主張できると言うことです。このような、知的な生産物に対して与えられるのが「知的所有権」です。そして、この知的な生産物は価値ある財産ですから「知的財産権」とも言われています。

もし、この知的所有権がなかったなら、私たちの社会はどうなるでしょうか、誰かが完成までに多年を費やし、心血を注いだアイデアであったとしても、第三者は何の代償もなくそれを利用してよい、つまりいくらでも真似して構わないということになってしまいます。それは、何の苦労もしていない第三者がそのアイデアを許可無く利用して利益を得られるということです。しかも、そうして得た利益の一部を知的生産者に対して支払う義務すらないということであれば、誰かが良いアイデアを考えるのを待っていればよいわけ

で、あえて苦労して何かを考えようという意欲すら無くしてしまうことになります。こうなると、社会生産は低迷してしまいます。また、質の悪い模倣による偽ブランド品のことが、よく問題になっています。もし、消費者が偽物を外見的に判断できず本物と思って買ってしまった場合、本物の生産メーカーが信用を落とすことになります。また、偽物を買わされた消費者にとっても不利益です。このような偽物の横行を規制もせざるを得ことは、経済の混乱を招くことになります。また、逆に規制があまりにも厳しすぎて、誰も他人の知的創作物を真似することは許されないとしたら、社会生産にとって弊害となります。というのも、社会はそれ以前に築かれたものの上に成り立っていますから、それ以前のものを全く活用できないとなればいつまで経っても社会が進歩することはないのです。それで、知的所有権はある期間を限って権利を行使できるようになっています。このように、知的所有権は社会生産全体の発展と秩序を保つ上での重要なルールです。

私たちは、他人が造った物をたくさん購入して生活を送っています。例えば、テレビや洗濯機のような家電製品から掃除・洗濯に使う日用雑貨品のようなものまでです。これらは、ちゃんとお金さえ払えば買った人の所有になります。でも、知的所有権までその人のものになってしまふわけではありません。買ってきた製品やパッケージのどこかに「P.T.A. P」とか「特許第〇〇〇〇号」といった表示があります。これは、その製品に関しメーカーが特許を出願中であるか、既に特許を取得していることの表示です。このような表示のあるものを許可なく真似して製造し販売すると、特許権を侵害したとして訴えられたり、処罰の対象となってしまいます。この、「特許権」というのが代表的な知的所有権です。

また、何かに付けられている洒落たネーミングが気に入つて、自分の販売する製品にも同じネーミングを付けるという行為も気を付けなければなりません。特に、元の製品のネーミングの脇に小さな文字で「TM」か「R」または「Oの中にR」が付いている場合には、そのネーミングが登録商標であることを意味しています。このような商標として登録されたネーミングを勝手に流用すると、場合によっては商標法違反となりこれも処罰の対象となってしまいます。この「商標」というのも知的所有権の一部です。

これと似たようなものに、商号というものがあります。これは屋号ともいいますが、各事業主が自分の店の名前や会社の名前として登録してあるものです。これも、儲かっている会社にあやかろうとして、その名前を勝手に使うことは許されません。

他には、「意匠」という製品の形やデザインを扱った知的所有権もあります。自分の会社で作っているのと製品は同じものなのに、他社のデザインの方がカッコいいため、よその会社が意匠として登録したデザインを真似たりするの許されないことです。

このように、工業および産業界において活躍している、特許権、実用新案、商標権、意匠権を工業所有権といいます。

他にもビデオやCDをダビングするときなどに言われる「著作権」も知的所有権の一部

である。

このように、いわば私たちは知的所有権だらけの社会で生活していますから、他人の知的な財産を侵害することのないように十分に気をつけると共に、他人によって自分の知的所有権が侵されないようにする必要がある。

国際経済と知的所有権

ここ数年、「知的所有権」という言葉が大きく取り上げられ、特に、国際的な貿易と関連してよく聞かれます。このことは、世界が新たなプロパテント時代に突入したことを意味しています。プロパテントとは「知的所有権の権利取得と保護を強化する」ということです。今や、先進諸国を始めとして多くの国家がプロパテントを経済政策の一つとして掲げるようになっています。それと共に、各企業もプロパテントを導入し、知的所有権部門の新設・強化などの対策をとるようになりました。

この成功例がアメリカで、1985年、レーガン政権下のアメリカは「強いアメリカ」を取り戻すためのあらえる政策を検討し、「ヤングレポート」として報告がなされ、その中に「国際社会で競争力を取り戻すためには知的所有権の保護と強化が必要である」と指摘されている。この報告を受けてアメリカ議会は、かのスーパー301K条を含む「包括通商法」を成立させ、知的所有権の保護強化とアメリカ企業に対し市場開放をしない国に対する制裁措置が盛り込まれました。その結果、アメリカの産業、経済は予想以上に早く立ち直ることが出来たのです。

企業経営と知的所有権

今後、プロパテントが社会全体に浸透するにつれて、企業経営は知的所有権を避けて通ることはますますできなくなります。そうなると、経営者にとって知的所有権の存在は非常に厄介に思えてくるかもしれません。常に細心の注意を払い経営していくなければ、ちょっとした不注意から他人の権利を侵害してしまい、多額の賠償金を請求されるということになりかねないからです。しかし、だからといって知的所有権に一切関わらないようにしようとしても、既に私たちの暮らしのいたるところにあるのですから、むしろその方が難しいとも言えます。

プロパテント時代に成功するためには、知的所有権を厄介で避けて通るものと見るのはなく、むしろ知的所有権の持つ強力なパワーに目を向け、利用することを学べば、企業にとって頼もしい味方になってくれます。もちろん、知的所有権は大企業だけでなく、中小企業やSOHOのような個人経営者においても非常に強力な力を発揮してくれます。経営戦略において企業を助ける武具のようなものと言えます。時には身を守る防具であり、また時には相手企業を攻撃するための武器ともなります。しかし、効果的な武具も使い方が分からなければ何の役にも立ちません。

したがって、経営者であれば当然、知的所有権をどう活用するか知っていなければなりません。そして、経営者だけでなく、社員全員が知的所有権のことをよく知るように社員教育を進めることができます。

知的所有権に係わる能力開発

情報技術の進歩により、情報システムで構成されるビジネスの仕組みに対して、特許が認められる今日において、ベンチャーから大企業までネット関連ビジネスを手がける企業の多くは、ビジネスモデル特許の取得に熱心になっている。

現に機構下の事業主団体も、昨年頃から特許に関するセミナーを開催している団体も多くなっている状況であることから、機構が行う職業訓練に、知的所有権に係わる科目を設け、大学校の専門課程および能力開発セミナー等で実施すべきと考える。

以上

大学校専門課程

- 1) 工業所有権 1単位 (学科)
- 2) 特許電子図書館 (I P D L) 演習 12時間

能力開発セミナー

- 1) 工業所有権 24時間 (学科)
- 2) 特許電子図書館 (I P D L) 演習 12時間

秋田職業能力開発短期大学校
学務援助課 三浦重光

第3節 IT分野における知的財産権に関する教育の必要性について

1 最近のIT産業とインターネット

近年、インターネットの普及は著しいものがあるが、特に日本では1995年以降の普及は顕著である。また、ここ数年ではインターネット接続によるホームページ閲覧や開設だけでなく、「e-ビジネス」という言葉に代表されるように、インターネットを利用した革新的なビジネス形態も創造されつつあり、そのようなビジネス形態を特許（ビジネスモデル特許）申請する企業も増えてきている。

一方、様々な問題、紛争が生じていて新聞紙上に取り上げられていることも増えてきている。そのなかで、ドメイン名に関する問題（商号権、商標権、不正競争防止法）に注目してみたい。

2 ドメイン名の紛争

皆さんもご存知のように、インターネットはTCP/IPプロトコルファミリーにより、ネットワーク構築がされている。各コンピュータ（ホストと呼ぶ）がIPアドレスという32bit長（Version 6では128bit長になるが）のアドレスで識別されている。このアドレスでは人間がホストを識別するには適していない、人間が識別しやすい名前としてドメイン名と呼ばれる名前を別に与えている。IPアドレスとドメインネームを対応付けして管理しているのがDNS（Domain Name System）と呼ばれる一種のデータベースシステムである。

さて、これらのアドレスと名前はInterNICという組織で管理されていて、世界中で重複しないことになっている。InterNICの日本法人（社団法人）がJPNICで、インターネットに参加する場合にはここに申請することになる。例えば、雇用・能力開発機構のドメイン名は「ehdo.go.jp」で登録されている。

しばしば紛争の対象となるのは「ehdo」の部分で、企業等が社名及び商標名をドメイン名として登録しているケースが多い。このドメイン名の登録については原則として、申請・登録順であり、登録したい名前が既に登録されていた場合は、同じ名称で登録することはできない。仮に第三者がある企業の社名でドメイン名を取得した場合、その後、その企業が同一ドメイン名を取得することはできないことになる。そこで、このドメイン名が売買されるケースやインターネット上で競売されるケース、さらにはこの企業のイメージダウンを意図したホームページ開設がされているケース等も現実にある。第三者にこのような不正な目的でドメインを取得されていることがあるのである。一例ではあるが、2001年3月30日の新聞紙上（読売新聞夕刊）の記事に、製薬会社三共が「三共.com」を不当に使用されているとした紛争で世界知的所有権機関（W I P O）の裁定が出されたことが載っていた。この事例では三共側の主張が全面的に認められ、このドメイン名を取得した第三者にドメイン名変更の命令が出された。jpドメインに関しては、JPNICと工業所有権仲

裁センター等が紛争解決を担当することになっている。この問題は商号、商標と不正競争防止法に係る問題で、インターネットの普及に伴って生じた新しい問題ではあるが、ドメイン名に日本語が利用可能になってより増えてくるかもしれない問題と言える。

3 JPNICの紛争処理方針（公開文書）

JPNIC公開文書著作権表示 (Copyright notice of JPNIC open documents)

この文書はJPNIC公開文書であり、著作権は日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）が保持しています。JPNIC公開文書は誰でも送付手数料のみの負担でJPNICから入手できます。また、この著作権表示を入れるかぎり、誰でも自由に転載・複製・再配布を行なって構いません。

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1-2 風雲堂ビル1F

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

JPドメイン名紛争処理方針

社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター

公開：2000年7月19日

改訂：2000年10月10日

実施：2000年11月10日

第1条 目的

この「JPドメイン名紛争処理方針」（以下「本方針」という）は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下「当センター」という）により採択されたものであり、当センターにドメイン名の登録をした者（以下「登録者」という）が従う「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」および「汎用JPドメイン名登録等に関する規則」（以下「登録規則」という）からの参照により、それと一緒になるものであって、登録者が登録したドメイン名の登録と使用から発生する、登録者と第三者との間のドメイン名に係わる紛争処理に関する規約を定めたものである。本方針の第4条で定めるJPドメイン名紛争処理手続は、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」（以下「手続規則」という）、および当センターにより認定された紛争処理機関（以下「紛争処理機関」という）が別途定める補則に従って、実施されるものとする。

第2条 登録者による告知および告知義務違反

登録者は、ドメイン名の登録申請に際し、またはその維持・更新にあたり、当センターに対し以下のことを告知する。

- (a) 登録申請書に記載した陳述内容が、完全かつ正確であること
- (b) 登録者が知る限りにおいて、当該ドメイン名の登録が、第三者の権利または利益を侵害するものではないこと
- (c) 不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）で、当該ドメイン名を登録または使用していないこと
- (d) 当該ドメイン名の使用が、関係法令・規則のいずれかに違反することを知りながら、それを使用するものではないこと

上記いずれかの事項が事実でなかった場合、登録者は本方針に従って当該ドメイン名の移転または取消を受ける場合があることに同意する。

第3条 ドメイン名登録の移転および取消

当センターは、下記のいずれかに該当する場合には、当該ドメイン名登録の移転または取消の手続を行う。

- (a) 第8条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面による指示を当センターが受領したとき
- (b) 適法な管轄権を有する裁判所または仲裁機関によって下された、その旨の判決または裁定の正本（事情により、写しをもってかえることができる）を、当センターが受領したとき
- (c) 当センターが採択した本方針またはその改訂版に基づいて実施され、登録者が当事者となっているJPドメイン名紛争処理手続において、紛争処理機関におけるパネルが下したその旨の裁定を、当センターが受領したとき（本方針第4条i項とk項を参照）

当センターは、さらに登録規則または他の法律上の要請に基づいて、ドメイン名登録の取消、移転の手続を行うことができる。ただし、移転がなされても、登録規則で定める登録資格・要件等が満たされないときには、当センターは当該ドメイン名のネームサーバ設定を行わない。

第4条 JPドメイン名紛争処理手続

本条は、登録者が、このJPドメイン名紛争処理手続に応じなければならない紛争を定めたものである。このJPドメイン名紛争処理手続は、当センターのウェブサイトに列挙

されている紛争処理機関のいずれか一つの紛争処理機関により実施される。

a. 適用対象となる紛争

第三者（以下「申立人」という）から、手続規則に従って紛争処理機関に対し、以下の申立があったときには、登録者はこのJ Pドメイン名紛争処理手続に従うものとする。

- (i) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- (ii) 登録者が、当該ドメイン名の登録についての権利または正当な利益を有していないこと
- (iii) 登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

このJ Pドメイン名紛争処理手続において、申立人はこれら三項目のすべてを申立書において主張しなければならない。

b. 不正の目的で登録または使用していることの証明

紛争処理機関のパネルが、本条a項(iii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、当該ドメイン名の登録または使用は、不正の目的であると認めることができる。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、申立人または申立人の競業者に対して、当該ドメイン名に直接かかった金額（書面で確認できる金額）を超える対価を得るために、当該ドメイン名を販売、貸与または移転することを主たる目的として、当該ドメイン名を登録または取得しているとき
- (ii) 申立人が権利を有する商標その他表示をドメイン名として使用できないよう妨害するために、登録者が当該ドメイン名を登録し、当該登録者がそのような妨害行為を複数回行っているとき
- (iii) 登録者が、競業者の事業を混乱させることを主たる目的として、当該ドメイン名を登録しているとき
- (iv) 登録者が、商業上の利得を得る目的で、そのウェブサイトもしくはその他のオンラインロケーション、またはそれらに登場する商品およびサービスの出所、スポンサーシップ、取引提携関係、推奨関係などについて誤認混同を生ぜしめることを意図して、インターネット上のユーザーを、そのウェブサイトまたはその他のオンラインロケーションに誘引するために、当該ドメイン

名を使用しているとき

c. 登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有していることの証明

申立書を受領した登録者は、手続規則第5条を参照し、答弁書を紛争処理機関に對して提出しなければならない。パネルが、申立人および登録者の双方から提出されたすべての証拠を検討し、本条a項(ii)号の事実の存否を認定するに際し、特に以下のような事情がある場合には、登録者は当該ドメイン名についての権利または正当な利益を有していると認めることができる。ただし、これらの事情に限定されない。

- (i) 登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、何ら不正の目的を有することなく、商品またはサービスの提供を行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき
- (ii) 登録者が、商標その他表示の登録等をしているか否かにかかわらず、当該ドメイン名の名称で一般に認識されていたとき
- (iii) 登録者が、申立人の商標その他表示を利用して消費者の誤認を惹き起こすことにより商業上の利得を得る意図、または、申立人の商標その他表示の価値を毀損する意団を有することなく、当該ドメイン名を非商業的目的に使用し、または公正に使用しているとき

d. 紛争処理機関の選択

申立人は、申立書を提出することにより、当センターが認定した紛争処理機関の中から一つの紛争処理機関を選択しなければならない。申立人により選択された当該紛争処理機関が、本条f項に規定する併合審理の場合を除き、このJPドメイン名紛争処理手続を管理し、実施するものとする。

e. 手続の開始とパネルの指名

手続の開始および実施の手順、ならびに紛争処理の裁定を下すパネルの指名手続は、手続規則の定めによる。

f. 併合審理

同一の登録者と申立人との間に複数のドメイン名についての紛争があるとき、いずれかの当事者は、单一の紛争処理パネルでの併合審理を申請することができる。この申請は、当事者間で係属中の紛争事件を担当している最初のパネルに対してな

されなければならない。当該申請を受けたパネルは、もし当該紛争事件が当センターにより採択された本方針またはその改訂版の適用対象となる紛争事件であるならば、その裁量により、その一部または全部について併合審理を行うことができる。

g. 料金

本方針に基づいてパネルが扱う紛争事件に関する紛争処理機関が請求するすべての料金は、申立人の負担とする。ただし、登録者が、手続規則第5条により、パネリストの数を一名から三名に増員することを答弁書において選択したときには、両当事者がすべての料金を折半により均等に負担する。

h. JPドメイン名紛争処理手続への当センターの関与

当センターは、パネルによる手続の管理またはその実施には一切関与しない。また、当センターは、パネルが下すいかなる裁定結果にも、その責任を負わない。

i. 救済

パネルの手続による申立人に対する救済は、登録者のドメイン名登録の取消請求または当該ドメイン名登録の申立人への移転請求に限られる。

j. 通知と公表

紛争処理機関は当センターに対し、当該ドメイン名に関するパネルのすべての裁定を通知しなければならない。すべての裁定は、パネルが例外的な事件として部分的に変更修正して公表すると決定した場合を除き、その全文がインターネットで公表されるものとする。

k. 裁判所への出訴

いずれの当事者も、このJPドメイン名紛争処理手続の開始前、係属中または終結後のいずれの段階においても、当該ドメイン名の登録に関して裁判所に出訴することができる。本条に定めるいかなる要件も、本項による当事者の出訴を妨げるものではない。パネルが、登録者のドメイン名登録の取消または移転の裁定を下した場合には、当センターはパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の通知後10日間（当センターの主たる事務所所在地の営業日で計算）の間、保留する。もし この10日間の間に、当センターに対し、登録者から申立人を被告として手続規則第3条(b) (xi)に基づいて申立人が合意している管轄裁判所に出訴したとの文書（裁判所受領印のある訴状等）の正本の提出がなければ、当センターはその裁定を実施する。（この合意裁判管轄は、東京地方裁判所または当センターのドメイン名

登録原簿に記載されている登録者の住所における管轄裁判所とする。手続規則第1条および第3条 (b) (xii) を参照。) もしこの10日間の間に、登録者から出訴したとの文書の正本の提出があったときには、当センターはその裁定結果の実施を見送る。また、(i) 公正証書による当事者間での和解契約書の正本、(ii) 登録者が提訴した当該訴訟についての訴えの取下書および申立人の同意書の正本、または(iii) 当該訴訟を棄却する、あるいは登録者は当該ドメイン名を継続して使用する権利がないとの裁判所による確定判決またはそれと同一の効力を有する文書の正本を、申立人または登録者から当センターが受領するまで、当センターはパネルの裁定の実施に関わるいかなる手続も行わない。なお、上記の正本にかえ、写しを提出することができる。

第5条 他のすべての紛争と訴訟

第4条のJPドメイン名紛争処理手続の対象とならない登録者と申立人の間のドメイン名登録に係わるすべての他の紛争については、両当事者間で、利用可能な裁判所、仲裁機関またはその他の紛争処理手段によって処理されなければならない。

第6条 当センターの紛争への関与

当センターは、登録者と第三者との間でのドメイン名の登録と使用に関するいかなる紛争にも関与しない。登録者は、当センターを紛争当事者に指名したり、そのような手続に参加させてはならない。もし、当センターが紛争当事者として指名された場合には、当センターは適切と思われるあらゆる手段を講じ、または当センターを防御するのに必要な他のあらゆる対抗手続をとる一切の権利を留保する。

第7条 現状の維持

当センターは、本方針のもとでは、第3条の規定および登録規則に定めのある場合を除き、ドメイン名登録の移転、取消、またはその他のドメイン名登録の現状を変更する手続を行わない。

第8条 紛争中におけるドメイン名の移転

登録者は、次のいずれかの場合、当該ドメイン名登録を他の者に移転することができない。

- (i) 第4条によるJPドメイン名紛争処理手続の係属中または終結後15日間（当センターの主たる事務所所在地の営業日で計算）
- (ii) 裁判所または仲裁機関による審理手続が係属中であって、移転を受ける者が、その裁判所または仲裁機関の判決または裁定に従う旨を書面で同意して

いない場合

当センターは、本条の規定に反するドメイン名移転手続を取り消すことができる権利を留保する。

第9条 本方針の改訂

当センターは、いつでも本方針を改訂する権利を留保する。当センターは、その改訂された本方針を当センターのウェブサイトにおいて、発効する少なくとも30日（暦日）前に公開するものとする。申立書の紛争処理機関への提出により本方針による手続が開始された場合、その開始時に有効であった本方針が、その手続の終結まで継続して適用されるものとする。本方針による手続が開始されていないときには、紛争発生がその改訂内容の発効前、発効当日または発効後であるとを問わず、その改訂内容がすべてのJPNドメイン名紛争処理手続に適用されるものとする。その改訂内容に異議があるとき、登録者が当センターに対して求めることができるのは、当該ドメイン名登録の廃止のみである。この場合、支払い済みの料金は一切返還されない。改訂された本方針は、登録者により当該ドメイン名登録の廃止手続が完了するまで、適用される。

第10条 本方針における準拠法

本方針における全ての条項の解釈は、日本法に従うものとする。また、本方針に基づいて紛争を処理する紛争処理機関のパネルは、日本法に準拠してその裁定を行うものとする。

（以 上）

4 最後に

ネットワークの急速な国際的発展によって、紛争の当事者が国外（日本以外）であることが当然としてありうる。このような意味での国際的な問題の発生を防ぐためには、国際的な法的整備もしくは解決方針が必要であるが、それらの法律及び方針に関する教育も、学校教育だけでなく社会や企業における教育として必要となってきたているのではないだろうか。

愛媛職業能力開発促進センター
情報・通信系 若松邦幸

